9. 救急•救助業務

救急業務は、昭和38年に法制化され、現在は高齢化の進展による人口構成の変化に伴い、需要は今後さらに増大する可能性があるため、消防行政の中でも重要なものとなっている。

また、救助業務については、昭和61年の消防法改正により救助隊が法的に位置付けられ、その業務範囲は火災、交通事故、自然災害や特殊な災害などにまで及んでいる。

1. 救急業務実施体制

令和5年4月1日現在、県内消防本部の救急隊数は229隊、救急車保有台数は282台(うち非常用58台)、救急隊員は3,595人(うち専任隊員は1,383人、兼任隊員は2,212人)である。

また、県内消防本部の救急救命士数は1,446人で、全ての消防本部で救急救命士による 救急業務が実施されている。(第1表参照)

2. 救急業務実施状況

令和4年中の県内救急出場総件数は382,346件で、前年に比べ62,724件増加した。 これを事故種別でみると、急病262,237件(68.6%)、一般負傷54,571件 (14.3%)、交通事故19,761件(5.2%)の順となる。

また、救急搬送人員は314,247人で、前年に比べ38,264人増加した。

これは、県内において約1分22秒に1回の割合で救急車が出場し、県民を630万人とした場合、約20人に1人が救急車で搬送されたことになる。(第2表、5表参照)

3. 救助業務実施体制

令和5年4月1日現在、県内市町村の救助隊総数は58隊(うち救助隊11隊、特別救助隊35隊、高度救助隊11隊、特別高度救助隊1隊)であり、救助工作車保有台数は50台である。また、救助隊総隊員数は960人(うち救助隊員187人、特別救助隊員583人、高度救助隊員174人、特別高度救助隊員16人)である。(第6表、第6-2表参照)

4. 救助業務実施状況

令和4年中の県内救助活動総件数は3,697件で、前年に比べ444件増加した。 これを事故種別でみると、建物等による事故1,985件(53.7%)、交通事故435件(11.8%)、火災260件(7.0%)の順となる。

また、救助人員は2,557人で、前年に比べ211人増加した。(第7表参照)